

永平寺町国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年12月22日

福井県吉田郡永平寺町長 河合 永 充

永平寺町規則第28号

永平寺町国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

永平寺町国民健康保険条例施行規則（平成18年永平寺町規則第76号）の一部を次のように改正する。

第25条第3項中「1万6千円」を「1万2千円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和4年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の額については、なお従前の例による。